

一般社団法人 GOLD 日本委員会 講演謝礼に関する規定

2012年10月9日制定

2012年11月27日 2012年度 第1回通常理事会（設立時理事会）にて承認

第1条 本会主催の講演会、セミナー等で講師、座長等を務めた場合の講演料およびその他謝礼の認定は次の通りとする。

- (1) 会長が会務執行上、必要と認めた場合。
- (2) 会務担当者の申請を会長が承認した場合。

第2条 前条により講演料及びその他謝礼を支給する。

- (1) 外部から招聘した講師の講演料及びその他謝礼は 56,000 円を上限とする。
- (2) 本会会員が講師となった場合の講演料及びその他謝礼は 56,000 円を上限とする。

【附 則】

1. この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
2. この規定は、当法人の設立登記日（平成24年10月9日）から施行する。